（様式第２号）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	障害者虐待防止に伴う一時保護用居室確保業務業務委託
委託業務場所	社会福祉法人しが夢翔会（大津市千町２７０番地３）
概要	一時保護を必要とする被虐待障害者の居室の確保、食料・電気・水道・ガス・消耗品等の提供業務を行う。
契約期間	令和４年　４月　１日から　　令和５年　３月３１日まで
契約年月日	令和４年　４月　１日
契約金額	一時保護にかかる居室確保　１，１４０，０００円 一時保護にかかる食糧提供　１食あたり　４００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市千町２７０番地３ 〔名　称〕社会福祉法人しが夢翔会
契約相手方の選定理由	障害者虐待防止法では、市は、虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保する措置を講ずるものとされている（法第１０条）。このことから市内唯一の障害者支援施設であり、緊急時において必要な居室等を提供することができるステップ広場ガルを運営する社会福祉法人しが夢翔会を相手方として契約する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。